監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年8月4日

奈良県監査委員 内 野 正 博

同 芝 池 多津子

同 田中惟允

同 若 林 かずみ

ア本 庁

<u>ア</u> 本		記 夕	字版年 🗆 🗆	監		% +:	Ħ	措置の内容
_	『局及び所属		実施年月日	監		結	果	1 直の内谷
知	事 公 広報広聴記	果	令和4年 7月22日	支出 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	工費のこに ない こう と こう と こう と に う と に う と に え る え こう と に え る え う こう こ	負い続とす年出 費てとさる度負	契予ててき備行を執出るさ購入の 登場 はいき	奈良県会計規則、奈良県契約 規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務等の適正 な執行に努めるとともに、物品 調達手続きを確認するチェック リストを作成して、購入する物 品に対応する必要な手続きを係 内で共有、確認するなど、各段
	うだ・ア	-	令和4年	約 95,7 今 6 7 3 4 1 2 2 3 4 1 2 4 1	奈良児 出負とから か性べる はないのき	会計規務 、	則等に基 の 決裁 が 機 が 機 が を 備 り を も の 整 も の を も の を も の を も の も の も の も の も の も	階で実効性のあるチェック体制 を整備し、適正な事務処理に努 める。
	ッパーク		7月26日	令和2 ⁴ 残高は192 間使用額い いた。	下度97円と 実のででである。 実のでは、 は扱たしめ制 がにそとす	郵なて 性必ものとるれ便っ多 が要、保もなた切て額 高で使有にどい。	手おと くあ用は、効保、つ 現。況要要的有年て 金安を最にな	今後は、使用予定枚数の把握と台帳の残高確認を行い、 適正な郵便切手の保有に努める。
	防災統括室	É	令和4年 6月7日	はの整平期うの車施路者に対しては、は、世間の3検務に1にの3検務に1にのです。	の軍こ毎年備長和つな倹配さ通定送1が1の通2いか整因れ知期車年義0実知年てっ備する等点両こ務月施が度定たのるこに	整備をはどうにの発に期。不事と基備をに等けは徹出お点 実故かづの 備よのら公底さい検 施発らき	不 にり定れ用をれて整 に生今、	公用車の定期点検整備については、自動車の使用者に実施が義務では、自動車の使用者に実施が表のになる6か月で道路では、30年10月の総務部長通知等に基づき適いに行う。なお、当該車両にでは、令和3年度及び令和4年度に6か月ごとの点検整備を実施している。

		たい。 (注意事項)	
安全・安心まちづくり推進課	令和 4 年 6 月 7 日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請別の選延について 委託料、工事請別の要要を対して、 要とすると費でであいました。 を対していたといるとはないでは、 を対していたとはなどのができるがです。 要とするとができるができるができるができるができるがででででは、 契約に行っていきのでは、 契約に行っているののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののでは、 のののののののでは、 のののののののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為の適正な執行に 努めるとともに、物品購入伺 い決裁時点で支出負担行為の 要不要の確認を徹底するなど、 各段階で実効性のあるチェッ ク体制を整備し、適正な事務 処理に努める。
総 務 部			
法務文書課	令和 4 年 8 月 1 7 日	郵便切手の過大な保有について 令和3年度末の郵便切手の保有 残高は58,866円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)	郵便切手の購入時に残額や 使用枚数の見込みを的確に把 握したうえで、1回あたりの 購入額を少なくするなどして、 切手の保有枚数を最小限にす るように努める。
総務厚生センター	令和4年8月17日	支出負担行為の遅延について を出負担行為の遅延について を対算等等契算等型に受力を対算す、 を対算すると、 を対すると、 を対して、 を対した、 のに、 に行った、 に、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為等の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状名 を的確に管理するなど、各段 階で実効性のあるチェック体 制を整備し、適正な事務処理 に努める。
税務課	令和4年 8月17日	(指摘事項) 県税に係る未収金の回収について 県税については、税務課及び各 県税事務所において、差押えを中 心とした滞納処分の推進に取り組	県税に係る未収金額の62.3 %(令和3年度実績)を占め る個人県民税については、平

んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税(令和元年10月より種別割自動車税)の徴収の強化にも努めている。このことにより、令和3年度の県税徴収率は、令和2年度に比べ0.5ポイント上昇し98.4%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。

しかしながら、未だ令和3年度 見込みで約18億9,572万円の多額の 未収金があり、また、徴収率は全 国で低位にある。今後も税負担の 公平性と財源確保の観点から、新 たな未収金の発生防止に努めると ともに、引き続き効果的かつきめ 細かな徴収対策の推進に努められ たい。 (意見事項) 成24年度に設置した地方税滞 納整理本部を中心に、県・市 町村の一体的な徴収体制の強 化に取り組んでおり、「奈良 モデル」による県職員派遣型 協働徴収や滞納徴収員を採用 し市町村と県による協働徴収 を実施するなど徴収強化に努 めており、滞納の多い普通徴 収から特別徴収(所得税の源 泉徴収と同様に、給与支払者 が毎月従業員に支払う給与か ら個人住民税を天引きし、市 町村に納入する制度)へ移行 させる取組についても今後一 層市町村との協働を強めてい

また、自動車税種別割など 県税の徴収対策については、 各税事務所において、差押え の強化等、税務課と連携した 滞納整理を行い、より積極的 に徴収の強化に取り組んだ結 果、県税徴収率は現年分、滞 納繰越分とも平成以降で過去 最高の実績をあげている。

しかし、未だ令和3年度で約19億円と多額の未収金があり、また、徴収率は全国の低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策を推進していく。

支払遅延による過年度支出の発生について

地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳 入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和2年度の職員旅費(2件2,680円)に ついて、該当職員が令和2年度内に請求することができず、令和3年11月に令和3年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。

今後は、同法に規定されている システム入力状況 上記の会計年度独立の原則に基づ うようにするなど き適正な事務の執行に努めるとと けるチェック体制を整備するなど、実効性のあ 発防止に努める。

		る内部統制の整備に取り組まれた い。 (注意事項)	
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて 令和元年度の源泉所得税の納付に当たり、源泉では、源泉所得税の納付に当たり、源泉では、源泉が自己でいた。 とにより、源泉が1件(源泉では、でき額 51,356円) 認められた。 また、これに伴い、延滞税 (1,30円) が発生していた。 今後は、適としていた。 今後は、適ととも制を整備でいるが、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	個人事業者への報酬が源泉 徴収の対象となることを課内 で周知した。また、事務処理 過程において複数の担当者に よる書類確認を行うなど、所 属におけるチェック体制を整 備し再発防止に努める。
管財課	令和4年8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、事請のととのいう。 要とするとのでとという。 要とするとののでは、という。 を対しているという。 を持ちないのでは、という。 を行うをにいるとのでは、という。 を行うをにいるが、できるとのでは、なが、できるとのでは、のが、できるとのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為等の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェッ クリストを作成して進捗状況 を的確に管理するなど、各段 階で実効性のあるチェック体 制を整備し、適正な事務処理 に努める。
文化・教育・く	令和4年8月17日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請別等契約を必 要とする経費について 要とする経費について 要とする経費について 要とする経費についてといるとしているといるとされているとさるとを表 期にしているが、大きなののででは、 変に行って、大きなののでででは、 を利力が、大きなののでででである。 会後は、大きなののでででは、 対しているが、大きなののでででである。 会後は、大きなののででである。 は、対しているのででである。 会後は、大きなののでである。 は、対しているのでである。 は、対しているのででである。 は、対しているのでである。 は、対しているのでである。 は、対しているのでである。 は、実効性のある。 (指摘事項)	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為等の適正な執行 に努めるとともに、契約案件、 契約時期を一覧できるチェッ クリストを作成して進捗状況 を的確に管理するなど、各段 階で実効性のあるチェック体 制を整備し、適正な事務処理 に努める。
らし創造部			

文化財保存事務所	令和4年8月9日	支遅 要の担期で契行にいり、内了業の満 は書遅な約約が担延 県行正過すのの 必行負時れ買を幅で69の完②為未 き約きば契契る負遅 良担適裁備制 の 必行負時れ買を幅で69の完② の で で が と を が と が と	奈良県会計規則、奈良県契約地で変換のでは、変別のののでは、変別のののでは、変別のののでは、変別のののでは、変別ののでは、変別ののでは、変別のです
教育振興課	令和4年	補助金の変更承認申請の不適切な	
	8月9日	取扱いについて 令和2年度中期目標関連費補助 金について、補助事業等の内配又は補助事業等に要する経費の配又は補助事業等を中止し、ては、 廃止しようとする場合においては、中期目標関連費補助金変更等を中止しば、中期目標関連費補助金変更等変がでいる。 の変更、補助金変更等を中止しないでは、中期目標関連費出し、おいては認申請書等を提出したさいでである。 変更承認の手続を適に行っていなかった事例が1件(交付額 101, 192,000円)認められた。 今後は、新目標関連費補助金変の執り及び中期目標関連で基づき、適正な事務の有に努められたい。(注意事項)	奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱に基づき、適正な執行に努めるとともに、補助事業人容に変更がある時には、のでは議するなど、適時に変更承認を行い、適正な事務処理に努める。

消費・生活安全課	令和4年8月9日	支出行為及び契約書の作為及び契約書の作為及び契約書の作為及び契約書の作為及び事情のです。 世間ですると、 大変を表して、工事では、 事では、 事では、 事では、 ものでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 の	奈良県会計規則、奈良県県 原県会計規則、奈良県 原県に基本のののででは、 京は、 京は、 大成るののでででは、 ののででででででできるが、 ののででででできるが、 ののででででできるが、 ののででででできるが、 ののでででででできるが、 ののでででできるが、 ののでででできるが、 ののでででできるが、 ののでででできるが、 ののでででできるが、 ののでででできるが、 ののででできるが、 ののででできるが、 ののででできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののででをできるが、 ののでできるが、 ののででできなが、 ののでできなが、 ののでできなが、 ののでできなが、 ののでででできなが、 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで
こども・女性局 奈良っ子はぐ くみ課 こども家庭課	令和4年 5月24日 令和4年 5月24日	児童扶養手当の過払いについて 令和3年度の児童扶養手当について、認定額を誤って支出した事例が1件(過払額 102,210円)認められた。 今後は、児童扶養手当法等にとりないで、選手当法等には、児童扶養が適正な執行により、とともに、決裁過程にといるととも制を整備するなど、取り組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、要とする経費について	誤り事例について、担当当所 で、担当所 を見きないで、ののでは、ののでは、 ののでは、まずいでである。。 のでである。のでは、まずでででである。。 でいるのででである。。 でいるのででででででででででででででででででででででででででででででででででで
		要とする経費について、予算執行 の統制のための手続として支出負 担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入 契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月 以上遅延して支出負担行為を行っ	支出負担行為を行うよう職員 に周知徹底を図った。 今後は、複数名の職員で事 務の進捗確認を確実に実施す るなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。

			ていた事例が1件(契約額 143,77 0円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)	
福	祉 医療部			
	長寿・福祉人材確保対策課	令和4年5月19日	支出負担行為の遅延について を対算すいて を対算すいたのとは を対算すいたとさる度のを対するとは を対したとする度のを対するとは を対したとする度のを対するのでで を対したがでする。 を対したがでする。 を対したがでする。 を対したがでする。 を対したがでする。 を対したがでする。 を対したがでする。 の行いたのでは、 のでいる。 は、 のでいるが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいるが、 のでいなが、 のでいなが、 のでいなが、 ので	奈良県会計規則等に基づ行為を で表とでは、 をのででは、 とのでは、 とのでは、 はは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででは、 のででででは、 のでででででは、 のででででででででででででででででででででででででいる。 は、 のででででででででででででででででででででででででいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	ででできる。	令和 4 年 5 月 1 9 日	支出負担行為の遅延について 委託料、事請等契約等契約等契約 要計算等契約等等等等等等等等等等等等等等等等等等。 要とすると、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	奈良県会計規則、奈良県契約 規則等に基づき、支出負担の高いでは、 大型等に基づき、支出負担ののるととびりのでは、 大型のでは、 大型のでは、 大型のでは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のででは、 大型のでは、 大型のでは、 大型ので、 大型ので、 大型のでは、 大型のでは、 大型のでは、 大型ので、 大型ので、 大型ので、 大型ので、 大型ので、 大型の 大型の。 大型の 大型の。 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の
	間環 [・] 森州・ 観環境部			
	水資源政策課	令和4年	支払遅延による過年度支出の発生	

	業・観光・展	7月14日	について 地方自治法には、そのは、 でではは、でのは、これでは、 を会しまれたでは、では、 をのは、では、では、では、では、できれが、できれが、できれば、できれば、できれば、できなが、できないでは、 ででは、できなが、できなが、できながでからいでは、できなが、できながででは、 ででは、できながでいる。 ででは、できながでいる。 ででは、できながでは、は、では、できなが、は、は、できなが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	再発防止のため、会計年度 要発所則にのため、る職 、めますで、会計員支、、、もすで、というでは、のでは、のでは、のででは、のでは、のでは、のでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、いうでは、は、いうでは、は、いうでは、は、いうでは、は、いうでは、は、いうでは、は、いうでは、いうで
/н	産業振興総合センター	令和4年4月19日	支について を執出るさ和支い担契た担が出上 を執出るさ和支い担契た担が出上 を対けはい度担かを合きのでがでいたの を対けないとで、て負しいあり、でががりませいとで、では、でがいとではなりのででがいるでがいたのでがいたのでがいたのでがいたのでがいたのでがいたのでがいたのでがいたの	奈良県会計規則に基づき、行的の進捗管理と関連を開発を行う。特別のでは担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当を担当をできる。 ままる ままる はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと
観	光		(指摘事項)	
	ならの観光力向上課	令和4年 7月29日	支払遅延に対する遅延利息の発生 について 令和3年度の公共料金の支払い について、支払期限日を超過した	

ため支払遅延に対する遅延利息が 生じた事例が1件(遅延利息額2, 400円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)

体制を強化するとともに、毎 月月初に行う係会議において、 事業の進捗確認だけでなく、 例月会計処理の進捗状況確認 も合わせて行うこととし、再 発を防いでいる。

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額153,780円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

奈良県会計規則、奈良県契約 規則等に基づき、支出負担行為 及び契約書の作成事務に、契約 な執行に努めるとともで、契約 等件、契約時期を一覧で進歩 にきさが、フリストを作成して進歩 にで実効性のあるチェック体で を整備し、適正な事務処理に努めている。

観光プロモーション課

令和4年 7月29日

支出科目の誤りについて

令和3年度の複写サービス契約 について、経費の性質が消耗品で あることから予算科目を需用費で 支出すべきであったのに、役務費 で支出していた事例が5件(契約 額合計304,283円)認められた。

令和4年1月にその誤りに気が つき、所要の手続を行っていた。

今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)

補助金等の実績報告等に係る不適 切な事務処理について

令和3年度関西5府県連携教育 旅行誘致事業実行委員会負担金レジョン事業実行委員会負担金にプロモーション事業実行委員会負担金に当業実行委員会負担金に当業実活会したときは、事業実績書をいたときは、事業はよればないとされているが、上記の2件では、自担金交付要綱に定める期にでは、負担金交付要綱に定める期にでは、自担金交付要綱に定めるが、した。

また、奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、

奈良県予算規則等に基づき、 適正な予算科目での支出を行 うよう、職員に周知徹底を図 った。

今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、 再発防止に努める。

奈良県補助金等交付規則、 奈良県会計規則等に基づく、 適切な事業完了確認や負担金 の額の確定等の手続きについ て、職員に周知徹底を図った。

今後は、複数の職員による スケジュール管理を行うとと もに、決裁過程においても複 数人によるチェックを行うな どチェック体制を強化し、再 発防止に努める。 県が報告書等の書類審査及び必要 に応じて行う現地調査等により、 補助金等の交付の決定の内容及び これに付した条件に補助事業者が 実施した補助事業等の成果が適合 したことを認め、交付すべき補助 金等の額を確定する旨の意思決定 であるが、上記の2件では、額の 確定を行っていなかった。

今後は、同規則、奈良県会計規 則等に基づき、適正な事務の執行 に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取 り組むべきである。 (指摘事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額14,300円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執 行に努めるよう、職員に周知 徹底を図った。

今後は、複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、 再発防止に努める。

食と農の振興部

中央卸売市場 再整備推進室

令和4年 7月11日

支出負担行為及び契約書の作成の 遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として下支出負担行為を行うこととされてととされるが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととはで支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額5,000,000円)認められた。

契約の締結をしようとするとき は奈良県契約規則第18条(契約 書の省略)に該当する場合を除き 遅滞なく契約書を作成しなければ ならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契 約は確定しないものとされている が、上記の1件では、支出負担行 奈良県会計規則、奈良県契 約規則等に基づき、支出負担 行為及び契約書の作成事務と の適正な執行に努めるとと に、契約案件、契約時期員 に、契約案件、複数の職員 捗を一覧化し、複数の職員 よる進捗管理を行うなど よる進捗管理を行う体制を整 はにおけるチェック体制を整 備し、適正な事務処理に努め る。 為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良 県契約規則等に基づき、支出負担 行為及び契約書の作成事務等の適 正な執行に努めるとともに、決裁 過程におけるチェック体制を整備 するなど、実効性のある内部統制 の整備に取り組まれたい。

(注意事項)

補助金等の交付決定等に係る不適 切な事務処理について

奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が6件(交付決定額合計3,419,760円)認められた。

また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

今後は、同規則、奈良県会計規 則等に基づき、適正な事務の執行 に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取 り組まれたい。 (注意事項) 奈良県補助金等交付規則、 奈良県会計規則等に基づき、 適正な事務執行に努めるとと もに、複数の職員によるスケ ジュール管理を行うなど、所 属におけるチェック体制を整 備し、適正な事務の執行と再 発防止に努める。

農業水産振興 課

令和4年 7月11日

支出負担行為及び契約書の作成の 遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額26,106,300円)認められた。

契約の締結をしようとするとき は奈良県契約規則第18条(契約 書の省略)に該当する場合を除き

農業経済課	令和4年 7月11日	という契為な程る整出のでは、いって、という契為な程のを解析しいでは、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、ののよっでは、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、別支には、、のの事にのこ締和、いっは、、のの事にのこ締和、いっとは、、という対対は、、一方、というを令ててき備行れた、というを、にけ、、取が事に、、ののは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	奈良県会計規則等に基づき、 支出行為事務に基づき、 支出行為事務に適契約名と 性、契約時期を一覧してででで、 がで実効性のので実効性のの がで実効性のの がで実効性し、 の理に努める。
担い手・農地マネジメント課	令和 4 年 7 月 1 1 日	(指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負で、契約第一次の表記を要等でである。 要とするとのである。 を表するとのである。 を表するとのでは、といったのでは、といったのでは、といったのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのである。 は、ないのである。 は、ないのでは、ないのである。 は、ないのでは、ないのである。 は、ないのでは、ないのである。 は、ないのでは、ないのでは、ないのである。 は、ないのでは、ないのでは、ないのである。 は、ないので	奈良県会計規則、奈良県契 約規則等に基づき、適正など 期に支出負担行為を行うとと 確実な事務執行に対のなど もらが生じにが は、同様の手続いでに は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
農村振興課	令和4年 7月11日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点	所属職員が常時確認してい る業務予定表に定期点検整備 の予定を組み入れ、担当職員

		検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公民を の定期点検整備の実施の発出されて の定期点検整備の実施の発出されて るよう総務部長通知が発出されて 公用車1台になかった。 定期点検整備の不実施によるおは、 定期点検整備の事故ら、今後用 で表していなから、今後用 を実施していなから、今後用 があることから、今後用 があることがら、今後用 ではも危惧されることから、今後用 があるに基づにと には、同 には、同 には、同 には、同 には、に に に に に に に に に に に に に に に に に に	以外にも周知を図る。 今後は道路運送車両法と総 務部長通知に基づいて定期点 検整備を実施し、適切な公用 車の管理に努める。
技術管理課	令和 4 年 8月 4日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必行 要計る経費について 要とする経費についての統制のための手続としていきとされたしていきを対していきをであるといるとはなるのでである。 担行為を行うこととするともときると対した。 対しているが、支出ののでは、対してのででは、対してのででは、対してのででは、対してのででは、対していた。 一个後は、大きにののでは、対しているのでは、対しているが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	奈良県会計規則、奈良県契 約規則等に基づき、支出負籍 行為及び契約書の作成事務も で支執行に努めると手続い の適正な執行に努めるを手続い をの一覧を作成してど、ック体 で実効性のあるチェック体 制を整備し、適切な事務執行 に努める。
大規模広域防災拠点整備課	令和 4 年 8 月 4 日	支出負担行為の遅延について 委託料、事請等契約 等契約 報出の表 要計算を表 要とするに を対りて、していると を対していると を対していると を対していると を対していると を対していると を対していると を対していると のでして、 を対していると のでして、 を対していると のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為事務の適正な執 行に努めるとともに、物品購 入の事務処理状況の共有やス ケジュール管理の徹底により、 各段階で実効性のあるチェッ ク体制を整備し、適正な事務 処理と再発防止に努める。
河川整備課	令和4年 8月4日	現金出納簿の月例検査の未実施について 資金前渡職員が備える現金出納 簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされているの	複数の担当者で現金出納簿 と通帳帳簿の突合を行い、所 属長が毎月末日に検査を行う

			に、令和3年4月から令和4年3 月まで12か月にわたり、この月 例検査を行っていなかった。 今後は、チェック体制の充実を 図り、適正な事務の執行に努めら れたい。 (注意事項)	など、実効性のあるチェック 体制を整備し、適正な事務処 理に努める。
地	或デザイン推進局 住まいまちづ くり課	令和4年8月25日	支出負担行為の遅延について を出負担行為の遅延について を書請いた。 要請しての事業が、では、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、となり、とは、となり、とは、となり、とは、となり、とは、となり、とは、とない。 をおり、このでは、とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	奈良県会計規則、奈良県契 約規則に基づき、支出事務等の作成事務等の作成事務等に 適正な執行に努めるととも覧で 適正な執行に契約時からとと一覧で 契約できるリスストをでして 進捗確認を管理するなど、各 段階で有効的正な事務処理に 努める。
	県有施設営繕 課	令和4年8月25日	自動車使用伺兼使用報告書の承認 ・確認の不備について 自動車の使用に当たってはは、り自動車の使用に報告書けるにより用の使用の使用の使用である。 の使用でいる。 の使用が表示ができる。 の使用である。 の使用である。 の使用である。 のでは、自動車のでは、自動車のでは、自動車のできる。 のでは、自動車のでき、のでででである。 のでは、自動車のでき、のででは、自動に基づき、のででは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、のでは、自動に基づき、は、自動には、は、自動には、自動には、自動には、自動には、自動には、自動には、	自動車使用伺兼使用報告書による、所属長への使用伺及び使用報告について、職員への周知徹底を行うとともに、所属長による使用承認及で使用報告の確認を常時行う。 今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に則り、適切な事務処理に努める。
			公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられて用り、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底されて、当なのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備	道路運送車両法に基づき、 適切な定期点検整備を実施する。今後は、所有する公用車 の定期点検日及び車検日を含 めた日程を所属内で共有し、 計画的な定期点検整備に努め る。

水	道 局		を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
	水道局	令和4年 8月16日	職員への給与等の誤払いについて 令和3年度4月分の給与等の支 給について、休職中の職員1名へ 誤って支出した事例(支給額415, 012円)が認められた。事後にその 誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、支出事務の適正な執行 に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、 実効性のある内部統制の整備に取 り組まれたい。 (注意事項)	総務厚生センターに対する 休職継続情報の報告漏れにより誤りが発生したため、総務 厚生センターへの年間報告事 項をリスト化しチェックする ことにより報告漏れを防止する。
			内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務 等について、不適正な事務処理が 散見された。 事務の執行に当たっては、関係 法令や規則等に基づいて処理する とともに、決裁過程におけるチェ ック体制を強化するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組ま れたい。 (注意事項)	事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあった点について情報を共有し再発防止に努める。また、複数の職員によるチェックを徹底し、内部統制の整備に努める。
教	育委員会教職員課	令和 4 年 8 月 2 4 日	契約金額を超過した支出負担行為について 要託料、工事請負費等契約を報子算にの新額の下で、工事請負費等契約を報告を表別のでは、工事請負費等契約を必要を表別のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	奈良県会計規則、奈良県契 約規則等に基づき、支出務と 行為及び契約ではないででである。 に、では、 の適にないでは、 のので、 のので

I		支出負担行為及び契約書の作成の	
		委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行	奈良県会計規則、奈良県契 約規則等に基づき、支出負担
		の統制のための手続として支出負 担行為を行うこととされている時	行為及び契約書の作成事務等 の適正な執行に努めるととも
		期は、契約を締結するときとされ	に、契約案件、契約時期を一
		ているが、令和3年度の賃貸借契	覧できるチェックリストを作
		約について、支出負担行為を業務 完了後で、かつ、会計年度経過後	成して進捗状況を的確に管理 するなど、各段階で実効性の
		の出納整理期間に行っていた事例	するなど、骨段階で天効性の あるチェック体制を整備し、
		が 1 件 (当年度契約額 33,000円)	適正な事務処理に努める。
		認められた。	
		契約の締結をしようとするとき は奈良県契約規則第18条(契約	
		書の省略)に該当する場合を除き	
		遅滞なく契約書を作成しなければ	
		ならず、県及び相手方の双方が契	
		約書に記名押印しなければ当該契 約は確定しないものとされている	
		が、上記の1件(契約額 396,000	
		円)では、支出負担行為と同様に	
		契約書の作成を遅延していた。	
		今後は、奈良県会計規則、奈良 県契約規則等に基づき、支出負担	
		行為及び契約書の作成事務等の適	
		正な執行に努めるとともに、決裁	
		過程におけるチェック体制を整備 するなど、実効性のある内部統制	
		の整備に取り組むべきである。	
		(指摘事項)	
学校教育課	令和4年 8月24日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必	 奈良県会計規則、奈良県契約
	07241	要とする経費について、予算執行	規則等に基づき、支出負担行為
		の統制のための手続として支出負	事務の適正な執行に努めるとと
		担行為を行うこととされている時	もに、契約案件、契約時期を一
		期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入	覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理する
		契約について、支出負担行為を納	など、各段階で実効性のあるチ
		品後に行っていた事例が1件(契	エック体制を整備し、適正な事
		約額 19,800円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基	務処理に努める。
		づき、支出負担行為事務の適正な	
		執行に努めるとともに、決裁過程	
		におけるチェック体制を整備する	
		など、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。	
		(指摘事項)	
人権・地域教	令和4年	負担金の交付事務に係る審査等の	
育課	8月24日	体制のあり方について 県の担当課室が補助事業者等で	 令和4年度より、負担金交
		ある実行委員会等の事務局を兼ね	付事務担当者と協議会事務局
		ている場合、利益相反のおそれが	担当者を別にすることにより、
		あるため、当該補助金等の交付事	適切な審査及び事務執行に努

警察本部		務に係る責任者を 事長と別の 事長と別の審査に制る を表した。 一人の を表した。 一人の を表した。 一人の を表した。 一人の を会した。 一人の を会した。 一人の を会した。 一人の を会した。 一人の を会した。 一人の を会した。 一人の での での のの の	めている。
警察本部	令和4年 8月5日	支出負担行為の遅延について 委託料、事請負別の遅延について 委託料、事請して、 要を対算すると、 要を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 をはいる。 を対して、 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 を対した。 のの円)。 のののの、 のののの、 のののの、 のののの、 のののの、 のののの、 ののののの、 ののののの、 ののののの、 ののののの、 ののののの。 のののののの。 のののののの。 のののののの。 ののののののの。 のののののののの	関係職員に対して奈良県会計規則等、関係法令を周知等、関係法令を周知を周知を出行為整理区分表」を執務室内に掲示することにより、職員が関係書類をチェックをし、適正な事務執行に努める。
		公用車使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(合計7件、県側損害額合計530,279円、うち県側過失割合100%のもの6件)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)	県民の模範となるよう常に 道路交通関係法令を遵守し、 交通事故を未然に防止するため、各種会議、専科教養、巡 回指導を通じて、職員にした。 引き続き、加害交通事故の 発生原因の分析結果を踏まえ、 要因や対象に応じた教養・講 習・訓練等を徹底し、公用車 事故の防止に努めていく。

イ出先機関

上	<i>→</i> + <i>⊢ ⊢ ⊢ ⊢</i>	㎡/.		√ -L-	ш	## EB ~ 4. 4.
	<u></u>	監		結	米	措置の内容
し割造部						
美術館	令和 4 年 7 月 2 1 日	につ美館のの払蔵って円にいて館品託のの払蔵って円にでいる。 は このの お にって にって にっこう にっこう にっこう にっこう にっこう にっこう にっこう にっこう	ミと反のと上托事認呉っ企売館しげ販例めり一画品蔵てを売がらにります。	ア特り売していたい 大別扱売して売いの 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の かんしゃ たんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	ョのつげいきげて知っかないというがいというでからいというでは、一次では、125,0である。125,0でから、125,0でから、125,0でから、125,0でから、125,0でから、125,0でから、125,0でから、125,0であり、125,0では、125,0では、125,0では、125,0では、125,0では、125,0では、125,0では、125,0では、1	奈良県会計規則等に基づき、 調定事務の適正な執行に努め るとともに、複数人で調定の 内容を確認する等、所属にお けるチェック体制を整備し、適 正な事務処理に努める。
		づき、調気 めるととい チェック体 効性のある 組まれたい	定事務の もに、決 本制を整 る内部紛 い。	適正な 表 裁過程 を備する 充制の整 (注	執行に努 における など、取 備に事項)	
図書情報館			定期点核	整備の	不実施に	
	6月21日	ついて				
		はの検りのるい年でっ一備れ、使整、定よる度定た定不も道用備平期うのに期。期良危路者の成点総にお点したには、	軍こ実3 倹努・ハ倹・倹配さ送6 施 0 整部令で整・整因れ車かが年備長和、備・備するのよう第1の通2 位を・のるこ	高に は は に と づ月施が度車施 実故か よ等けにの発及1し 施発ら、	りのらは徹出び台て に生今自定れ公底さ令にい よの後動期て用をれ和つな るおは車点お車図て3いか 整そ、	道路運送車両法を遵守する べく、遅滞なく定期点検整備 を行うため課内における事務 処理状況の情報共有を図り、 複数職員による管理体制を整 備し、適正な執行に努める。
					•	
野外活動セン	会和 4 年				心ず切り	
野外活動センター	令和 4 年 4 月 2 2 日	令和報係の 令和機能が を検性らずでしている。 では、070円後は では、070円後は	下度 開いませる 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 はままま かっこう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	ド接触式 は代品購、 は代品購、 はた。 はた。 はた。 はた。 はた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	てあ費用約 経こ支で費額 基 を出支 48	会計規則を始め、会計局が 作成している「会計事務処理 の手引き」等による事前確認 を徹底し、適正な支出科目で の支出に努める。
	不 局 及 教 造 り き 術 館 を き 情 報 館 り た り り り り り り り り り り り り り り り り り	下房及び所属名 実施年月日	下級	下面	下の	正の (注)

い。 (注意事項)

修繕工事契約の手続の不備につい て

今後は、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を契約についた事例が2件(契約額合計75,400円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

奈良県契約規則、「契約書を 省略できる場合の請書作成に ついて」等に基づき、適正な 契約を行うよう職員に周知徹 底を図った。

今後は複数名の職員で事務 の進捗確認を確実に実施する など、決裁過程におけるチェ ック体制を整備する。

奈良県会計規則、奈良県契 約規則等に基づき、遅滞なく 支出負担行為を行うよう職員 に周知徹底を図った。

今後は複数名の職員で事務 の進捗確認を確実に実施する など、決裁過程におけるチェ ック体制を整備する。

消費生活センター

令和4年 3月24日

かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について

令和3年度の不動産の借受けに 係る契約1件(年間契約額 171,60 0円)について、奈良県契約規則第 26条等により消費生活センター 所長に委任された契約締結に関す る事務の範囲には含まれておらず、 本来は消費・生活安全課で契約事 務を行うこととされているのに、 同センター所長が契約締結に関す る事務を行っていた。

今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務

かいへの委任が合理的であるため、会計局に協議のうえ、 令和4年度からかい長へ委任 した。

今後は、奈良県契約規則及 び関係通知に基づき、適正な 契約事務の執行に努める。

		の執行に努められたい。	
福 祉 医 療 部 吉野保健所	令和4年4月18日	(注意事項) **支援 (注意 (注意) **支援 (注意) **支援 (注意) **支援 (注意) **大 (注意) **大 (注意) **大 (注意) **大 (表述) **大 (表述) ** (表述)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づきのでは、大田のは、大田のでは、、田ののでは、田のでは、田ののでは
中和福祉事務所	令和4年5月11日	(指摘事項) 公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 19,730円)認められた。自動車損害賠償責任保険料の多ととなるため、今後、保険料の支出についても強いることとなるたは適時適正に処理されたい。 (注意事項) 住居確保給付金の誤払いについて令和3年度住居確保給付金に認知されたい。 (注意事項) 住居確保給付金の誤払いについて令和3年度住居確保給付金に認知されたい。 (注意事項)	公用車に係る自動車損害、 で表になるには、 を対したで、 を対したが、 を対して、 でののの。 ではって、 でのので、 ではって、 でのので、 でいた体制とも整 になのが、 になのが、 になのが、 になのが、 になのが、 になのが、 になのが、 になのが、 になのが、 にない、

吉野福祉事務所	令和4年4月18日	ににけまり本に 等、者1。づとる整 の担期で年担か行約れ づけまり 本に 等、者1。づとる整 のを執出るさ和出る負(め に正となるが、 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	適も封2すてと対活 約為正約チ状段制努 のこるでは、 と対話 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
		執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制を整備する など、実効性のある内部統制の整 備に取り組まれたい。(注意事項)	
水循環・森林・ 景観環境部 			
フォレスターアカデミー	令和4年 7月21日	郵便切手等交付簿の検査漏れについて 郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、令和3年4月から、和3年12月までの各月の累計(受入額合計53,469円 払出額合計33,771円)にかい長の検印を全く受けていなかった。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。	今後は、奈良県会計規則に 基づき適正な管理に努めると ともに、複数の職員で、照合 処理を行うなど、チェック体 制を強化し、再発防止に努め る。

今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。

(注意事項)

支出科目の誤りについて

令和3年度において、車両点検で生じた修繕は、経費の性質が修繕費であることから予算科目を需用費その他で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件(契約額64,581円)認められた

今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)

今後は、奈良県予算規則等 に従い、正しい予算科目で支 出するよう会計事務の手引書 を随時参照するとともにチェ ック体制を強化し、再発防止 に努める。

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計326,480円)認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

景観・環境総 令和4年 3

合センター

令和 4 年 3 月 1 日

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必 要とする経費について、予算執行 の統制のための手続として支出負 担行為を行うこととされている時 期は、契約を締結するときとされ ているが、令和2年度の委託契約 について、支出負担行為を行うこ ととされている日から大幅に遅延 して支出負担行為を行っていた事 例が 2 件(契約額合計 200,948円) 認められた。その態様の内訳は、 ①支出負担行為を業務完了後に行 っていた事例が1件、②業務完了 前であるが支出負担行為の遅延期 間が1か月以上の事例が1件とな っていた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な

指摘のあった契約事務処理 の遅延については、再発防止 に努めるように担当者だけで なく全職員に周知する。

「事務処理確認チェック表」 を作成して進捗状況を的確に管 理するなど、各段階で実効性の あるチェック体制を整備し、適 正な事務処理に取り組む。

執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制を整備する など、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項) 産業・観光・雇 用振興部 競輪場 令和4年 車券発売金及び雑入の調定事務の 8月22日 誤りについて 車券販売金及び雑入について、 奈良県会計規則に基づき、 本来調定すべき金額を誤って調定 調定事務の適正な執行に努め していた事例が3件(過大額577, るとともに、複数担当者で車 780円) 認められた。事後にその誤 券販売金等の検算を行うなど、 りに気がつき、所要の手続きを行 所属におけるチェック体制を 整備し、適正な事務処理に務 っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基 める。 づき、調定事務の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程における チェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り 組まれたい。 (注意事項) 施設賃貸料の調定事務の遅延につ いて 施設賃貸料について、奈良県公 奈良県会計規則、奈良県公 有財産規則で定められた納期限を 有財産規則に基づき、施設賃 経過した後(最長で6か月経過) 貸料の適正な執行に努めると に納入の通知を行っていた事例が ともに、施設賃貸案件につい 3 3 件 (調定額合計 329,944円) て早期に事務手続を開始し、 処理状況を複数職員により確 認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良 認する等、チェック体制を強 県公有財産規則に基づき、調定事 化し、適正な事務処理に努め 務の適時適正な執行に努めるとと もに、決裁過程におけるチェック 体制を整備するなど、実効性のあ る内部統制の整備に取り組むべき である。 (指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必 奈良県会計規則、奈良県契 要とする経費について、予算執行 約規則等に基づき、支出負担 の統制のための手続として支出負 行為及び契約書の作成事務等 担行為を行うこととされている時 の適正な執行に務めるととも 期は、契約を締結するときとされ に、契約案件、契約時期を一 ているが、令和3年度の委託契約 覧できるチェックリストを作 等について、支出負担行為を業務 成して進捗状況を的確に管理 するなど、実効性のあるチェ 完了後又は納品後に行っていた事 ック体制を整備し、適正な事 例が2件(契約額合計 289,850円 務処理に努める。)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基 づき、支出負担行為事務の適正な 執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制を整備する

など、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。

(指摘事項)

契約に係る不適切な事務処理につ いて

委託料について、誤った金額で 契約し、契約変更の手続きをしな いまま履行期限及び契約金額の変 更を行っていた事例が1件、契約 変更の手続きをしないまま契約金 額の変更を行っていた事例が1件 (契約額合計 1,389,210円) 認め られた。

今後は、奈良県契約規則及び奈 良県会計規則等に基づき、適正な 事務の執行に努めるとともに、決 裁過程におけるチェック体制を整 備するなど、実効性のある内部統 制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

源泉所得税の納付遅延について

令和2年度の委託料について源 泉所得税の徴収を行っていなかっ たため、源泉所得税の納付が遅延 していた事例が1件(源泉徴収す べき額 51,203円) 認められた。

今後は、適正な源泉徴収事務の 執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制を整備する など、実効性のある内部統制の整 備に取り組まれたい。

(注意事項)

内部統制の強化・充実について

前回の監査において、内部統制 の充実について指摘事項として改 善を求めたところであるが、今回 の監査においても、調定事務等に ついて、不適正な事務処理が多数 認められた。

事務の執行に当たっては、関係 法令や規則等に基づいて処理する とともに、決裁過程におけるチェ ック体制を強化するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組む べきである。 (指摘事項)

奈良県契約規則に基づき、 適正な事務の執行に努める。

契約締結前や支出前に複数 の担当者による書類確認を徹 底することで所属におけるチ エック体制を強化し、再発防 止に努める。

徴収漏れの源泉所得税につ いては、判明後速やかに対象 者から徴収を行い、国への納 付を行った。

今後はチェック体制を強化 し、適正な執行と再発防止に 努める。

事務の執行に際しては、関 係法令や規則等の確認を徹底 し、特に指導のあった点につ いて所属内で研修を行い、情 報を共有し、再発防止に努め る。

また、管理職による決裁過 程におけるチェック体制を一 層強化し、実効性のある内部 統制の整備に取り組む。

食と農の振興部

南部農林振興 事務所

令和4年 7月21日

物品の不適切な分割発注について

令和3年度にアルコール製剤、 非接触検温計&オートディスペン

今後は、関係法令に基づき 適正な発注事務を行うととも サー、超音波加湿器の購入(合計 | に、購入すべき時期を的確に

			254,760円)を、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1による公募型見積合わせをしないで見積合わせを省略できる50,000円未満の金額になるように、6件に分割して発注し購入していた。 今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)	把握して、計画的に発注する よう対応を行い、適正な執行 と再発防止に努める。
			建設工事請書を徴取していない契約について 建設工事の請負契約の締結に未略 型工事の請負契約の締結に未略 契約ののでは、で契約書ので成立事でです。 での契約書でもので成立事でである。 ののではでするのでは、でするのででものでは、でする。 ののではでするのででものでは、でする。 ののではでするのでは、でするのでは、でする。 ののでは、でするのでは、は、でするのでは、は、にないです。 では、ないのでは、というのでは、というのでは、ないのは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というでは、というでは、というでは、というでは、は、というでは、は、は、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	奈良県契約規則及び会計局 通知等に基づき、契約事務の 適正な執行に努めるとともに、 建設工事にかかる契約案件、 契約時期、契約金額を一覧で きるがより、大きでで きるなど、請書の徴取に漏れ等 が起こらないよう、整備し、 適正な事務処理に努める。
	中央卸売市場	令和 4 年 5 月 1 3 日	公有財産の不適切な管理について 卸売市場場内の敷地において、特別高圧架空電線の線下敷として、使用者から使用についての申出びにの申出がなされないまま、使用許可及でにがなされないまま、使用許可及でを用料の徴収を行っていなかった。 今後は、地方自治法、奈良県公有財産の管理を行うべきである。 (指摘事項)	使用許可內容(面積等)につに是いにといい。に是つ収納性にでは令和3年10月にといいのではのではのではのではのではではでではでいるではではでいるではではないではでいるではがではがないではがないがではがないがではがないがではがないがではがないがではがでいる。一人は変がある。ではないがでは、ないがでは、からではないがでは、ないができないができないができないが、ないがでは、ないがでは、ないができないができないができないができないができないができないができないができ
県	土マネジメント部 流域下水道セ ンター	令和4年 8月22日	預り金の調定事務の誤りについて 工事請負契約に係る契約保証金 について、流域下水道事業費特別 会計の預り金で調定すべきところ、 誤って歳入歳出外現金で処理され ていた事例が1件(保証金1,708,	契約保証金について、歳入 歳出外現金ではなく、流域下 水道事業費特別会計の預り金 で処理していることを、係・ 管理職で確認することとした。

300円) 認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。

今後は、奈良県流域下水道事業 会計規則に基づき、適正な事務の 執行に努めるとともに、決裁過程 におけるチェック体制の充実を図 り、実効性のある内部統制の整備 に取り組むべきである。

(指摘事項)

郵便切手の過大な保有について

令和3年度末の郵便切手の保有 残高は172,919円となっており、年 間使用額に照らして多額となって いた。

郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。

(注意事項)

今後は、奈良県流域下水道 事業会計規則に基づき、適正 な事務執行に努める。

郵便切手について、適正時

期に適正額を購入することを 厳格に行うこととし、不必要

な在庫を所持しないこととし

た。

中和公園事務所

令和4年 4月27日

支出負担行為の遅延及び契約書の 作成について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続としているととされているが、契約を締結するときとおってといるが、令和2年度の委託契約にといるが、令和2年度の委託契約にといるが、中度の委託契約にといるが、方は当時によるが1か月以上3か月未満遅延りが2件(契約額合計 598,185円)認められた。

また、契約書を作成するときは 支出負担行為をしておかなければ ならないが、上記のうち1件(契 約額 103,185円)では、それを行 わないまま契約書を作成していた。

今後は、奈良県会計規則に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

公共料金用現金出納簿への未記入

今後は、奈良県会計規則、 奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作 成事務等の適正な執行に努め るとともに、契約書の作成事 務等において複数人による確 認を行うなど決裁過程におけ るチェック体制をより強化し、 再発防止に努める。

新 有 委 員 会 山辺高等学校	令和4年2年	について でででは、大きなどのでで、大きなどのでで、大きなどのでで、大きなどのでで、大きなどのでで、大きなどのでで、大きなどのでは、大きないでは、大きなどのでは、大きなどのでは、大きなどのでは、大きないがでは、いいでは、大きないでは、大きないでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、	基づき、適正な事務の執行に 多める。 一き、適正な事務の執行に を後は、奈良県会計規事を をはき、支出行為ととでの に基でな執行にののに、 を関連してののに、 を関連してののに、 を関連してののに、 をできるですると、 をできるできるできる。 では、 をはいるのでは、 をはいないないないないないないない。 をはいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
添上高等学校	令和4年 4月27日	備に取り組むべきである。 (指摘事項) 支払遅延による過年度支出の発生 について 地方自治法においては各会計年 度における歳出は、その年度の歳 入をもって、これに充てなければ ならないとされているが、令和2 年度の雑誌購入代(1件 2,628円)及びプロパンガス11月分(1 件 8,866円)について、業務が完	

了し、請求書が令和2年度中に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和3年6月に令和3年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。

今後は、同法に規定されている 上記の会計年度独立の原則に基づ き適正な事務の執行に努めるとと もに、決裁過程におけるチェック 体制を整備するなど、実効性のあ る内部統制の整備に取り組むべき である。 (指摘事項)

資金前渡に係る不適切な事務処理 について

令和2年度の需用費である電気 代2件(14,029円)について、資 金前渡職員に対する前渡資金の交 付のための支出を誤って二重に行 っていた。そして、二重に支払わ れた前渡資金は戻入手続きを行う こととされているが、上記の2件 では、その手続が9か月以上遅延 していた。

また、電気代(5月分ほか)及びwi-fi利用料(7月分)について、資金前渡の手続が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、別の公共料金等の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が12件(合計86,903円)認められた。

今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行われたい。 (注意事項)

支出負担行為の遅延について

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

に把握する。

各段階で実効性のある複数 職員での確認を行い事業の進 捗管理に務め、適正な事務の 執行と再発防止に努める。

今後は、奈良県会計規則、 奈良県契約規則等の関係法令 を遵守して会計事務の適正な 執行に努める。

二重払い等の確認について は、複数職員で同じ支出負担 行為が過去にされていないか 確認を行う。

また、毎月請求書が送付されてきたら、ただちに資金前渡の手続きを取っているかを複数職員でチェックし、相手が指定しているかすみやかに記りたれているかすみやかに記し、事務担当者及び管理職でと、適正な事務の執行と再発防止に努める。

今後は、奈良県会計規則、 奈良県契約規則等の関係法令 に基づき会計事務の適正な執 行に努める。

購入すべき時期を的確に把握して、計画的に発注し、契約相手業者が確定した時点で速やかに支出負担行為を行う。

各段階で実効性のあるチェックを複数職員で行い事業の 進捗管理に務め、適正な事務 の執行と再発防止に努める。

		(指摘事項)	
奈良情報商業 高等学校 (業高等学校を 含む。)	令和4年5月11日	高等学校等使用料の調定事務の遅延について 令和2年度及び令和3年度奈中の 一令和2年度及び令和3年度奈中の 一等学校等使用料条の 一等学校所にの 一年度の 一年度の 一年度の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年	奈良県会計規則、奈良県行 政財産使用料条例施行規則に 基づき調定事務とと一覧を 執行に努めると一覧との 案件、調定時期を作成るで 大変を作り、 で実効性の が、 各段階で実効性の が、 の理に努める。
		(指摘事項) 需用費の製払いについて 令和3年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件(293,387円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)	奈良県会計規則に基づき、 支出事務の適性な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェックリストを作成し、 チェック体制を整備し適正な 事務処理に努める。
		郵便切手等交付簿の検査漏れについて 郵便切手等交付簿は、毎月月末に 郵便切手等交付簿は、毎月月末に のおままでのに、毎月月までのおります。 のに、今和2年4月の累計のでのに、今和3年11月までの各月の累出額のに、今和3年11月までの各月がいる。 受入額合計356,121円 とかい長の計259,001円)にかい長の計259,001円)にかい長の計259,001円)にかいた。 郵便切手等扱いがである。 全く受けていなかった。 郵便切手等扱いがで現ります。 金との登しまままでの表別にはままでの表別による。 会後は、奈良県会計規管理のよる。 会後は、奈良県会計規管理のままであるとのできながであるといるといるともに、実効性のをはままであるといる。 (注意事項)	奈良県会計規則に基づき、 郵便切手等の適正な管理に努 めるとともに、毎月末に行う 事務のチェックリストを作成 し、実効性のあるチェック体 制を整備し、適正な事務処理 に努める。
		資金前渡に係る不適切な事務処理 について 令和2年度の役務費(7月分及 び9月分電信電話料金)の資金前 渡において過渡しが生じたため、	奈良県会計規則に基づき、 資金前渡による公共料金の支 払い事務の適正な執行に努め

当該過渡金について戻入手続を行うべきところ、1年2か月以上その手続を行っていなかった事例が2件(合計金額32,586円)認められた。

上記の2件では、会計年度経過後の出納整理期間も経過していたため、翌年度の歳入に収納していた。

また、令和2年度の需用費その他(10月分電気代)について、資金前渡の手続が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、令和2年度の役務費(9月分電信電話料金)の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が1件(金額10,031円)認められた。

今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金の管理を行うべきである。(指摘事項)

支出負担行為の遅延について

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

(指摘事項)

内部統制の強化・充実について

今回の監査において、支出事務、 収入事務等について、不適正な事 務処理が散見された。

事務の執行に当たっては、関係 法令や規則等に基づいて処理する とともに、決裁過程におけるチェ ック体制を強化するなど、実効性 のある内部統制の整備に取り組ま れたい。 (注意事項) るとともに、各公共料金の振替日を一覧出来るチェックリストを作成し資金前渡口座の通帳と照合するなどし、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

奈良県会計規則等に基づき、 支出負担行為の作成事務等の 適正な執行に努めるとともに、 契約案件、契約時期を一覧で きるチェックリストを作成し て進捗状況を的確に管理する など、各段階で実効性のある チェック体制を整備し、適正 な事務処理に努める。

関係法令や規則等に基づき、 支出事務、収入事務の適性な 執行に努めるとともに、チェ ックリストを作成し進捗状況 を的確に把握できるようにす るなど、実効性のあるチェッ ク体制を整備し、適正な事務 処理に努める。

大和広陵高等 | 令和4年

業務実施年度と異なる年度の予算

学校	4月27日	で大きなのに年2ら 廃律にさ出間和けれ則清則にるチンのに乗りのでは、記述のでは、記述のでは、記述のでは、記述のでは、記述のでは、別がでは、別がでは、別がでは、別がでは、別がでは、別がでは、別がでは、別が	地方自治法に規定されている治法に規定の見ては、自治法に規定の処理及が行うの処理を変勢を対しているができます。というでは、近には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
大淀高等学校(奈良南高等学校を含む。)	令和4年4月18日	支出負担行為の遅延について 要について 要について 要に対して、 要に対して、 要に対して、 要に対して、 要に対して、 を対し、 をが	今後は、京の連のでは、 一会では、 一会では、 一会では、 一会では、 一会では、 一会では、 一会でででも、 一会でででである。 一会でででである。 一会でででである。 一会でででである。 一点のでででである。 一点のでででである。 一点のでででである。 一点のでででである。 一点のでででである。 一点のでででである。 一点のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

奈良西養護学校	令和 4 年 3 月 2 4 日	とともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係るする工人の後に支出していた事の後に支出していた事のもりに、1件(保険料 20,610円)認められた。 自動車損害賠償責任保険料のあれた。 自動車損害賠償責任保険料の後れの立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 (注意事項)	員増によるチェック体制の強化を図る。 「自体図る。 「自体図る。 「自体図る。 「自体図る。 「自体図表ののののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体ののでは、 「自体のでは、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「
警察本部			
桜井警察署	令和4年5月13日	拾得物件の引取期間を誤教示した ことによる損害賠償の発生について 令和2年11月に桜井警察金20,000 0円)に対けた拾得物件(現対とに対したとで、 行り、について、教のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	物件引取期間の誤教示事案 発養資料と表別では 一般では 一般では 一般では 一般では 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で